

令和 4 年 11 月 2 日

各 位

公益社団法人 北海道観光振興機構
会 長 小金澤 健司
(公印省略)

「令和 4 年度 デジタルメディアを活用した情報発信事業（台湾・香港市場）」
の委託に係る企画提案の募集について

平素より当機構事業につきましてご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。
当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記のとおり業務受託者選定のため、
企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1 委託事業名 令和 4 年度 デジタルメディアを活用した情報発信事業
(台湾・香港市場)

2 業務委託期間 契約締結日～令和 5 年 3 月 10 日（金）

3 主な業務委託内容

- (1) 台湾現地 BTOB プロモーション（観光セミナー、情報交換会、旅行会社訪問）
- (2) 台湾、香港旅行会社招聘
- (3) 台湾、香港インフルエンサー、またはメディア招聘
- (4) 台湾現地インフルエンサーを活用したセミナーの開催
- (5) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施

4 事業費 12,500,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

5 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|--------------|-----------------|
| 11 月 2 日（水） | 公示・観光機構 HP に掲載 |
| 11 月 9 日（水） | 企画提案参加表明 |
| 11 月 24 日（木） | 企画提案の受付・受領 |
| 11 月下旬 | 企画提案の審査、委託事業者決定 |
| 12 月上旬 | 契約締結・業務開始 |

6 その他

- (1) 事業内容に関する質問は、参加表明締切より 3 営業日（11 月 14 日（月））後の 15 時までメールでのみ受け付けます。（本事業に関する事業説明会は、実施いたしません。）
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大等の理由により実施時期の変更、事業規模の縮小、事業内容の変更を行う場合があります。

【お問合せ】

公益社団法人北海道観光振興機構
海外誘客部 担当：坂口
TEL : 011-231-6736
E-Mail : e_sakaguchi@visithkd.or.jp

「令和4年度 デジタルメディアを活用した情報発信事業（台湾・香港市場）」
に係る企画提案募集要領（指示書）

1. 目的

10月13日より台湾が、9月26日より香港が入国制限を解除し、入境後の強制隔離措置を撤廃した。主要国の水際対策が緩和される中で、わが国も2022年10月11日から訪日観光客の入国が解禁され、往来に関する制限はほぼコロナ禍前の状態に戻りつつある。

新型コロナウィルス感染症拡大前において、台湾・香港からの観光客は外国人来道者数の約3割を占めていた。リピーター率、訪日意欲が高い台湾・香港市場の観光客は、訪日の早期再開が考えられることから、台湾・香港市場向けたプロモーションの重要性が高まっている。

本事業はBTOB現地セミナーや、セールスコール、海外旅行会社招聘などを実施し、北海道の最新情報、各観光・宿泊施設や飲食店等の「安心・安全対策」を提供することで、旅行商品造成を促し、販売の促進を図る。ならびに、インフルエンサー及びメディアを招聘し、北海道の雄大な自然、美しい雪、豊かな食、多彩な体験などを発信することで、来道意欲を喚起し、北海道への誘客拡大につなげることを目的とする。

2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という）が主体となり、民間企業等に委託して実施。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること。

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち一者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする。（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書を提出する事）
 - ① 民間企業
 - ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
 - ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (2) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。
- (3) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと
- (4) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること
- (5) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託事業費（上限）

12,500,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6. 委託期間及び業務スケジュール

委託期間：契約締結の日～令和 5 年 3 月 10 日（金）

（1）業務スケジュール：

11月2日（水）	公示・観光機構 HP に掲載
11月9日（水）	企画提案参加表明
11月24日（木）	企画提案の受付・受領
11月下旬	企画提案の審査、委託事業者決定
12月上旬	契約締結・業務開始

※日程については変更になることがありますので、その都度ご確認ください。

（2）業務完了日

令和 5 年 3 月 10 日（金）までに全ての業務を完了すること（報告書作成業務含む）。

（3）委託費の支払い

業務委託内容の確認を受けた後、適法な支払請求書が受理された日から 60 日以内に支払いを受けるものとする。

7. 業務委託内容（企画提案事項）

（1）台湾現地BTOBプロモーション

① 内容：

1) 観光セミナー、2) 情報交換会（自由に商談できる形）、3) 旅行会社訪問

② 開催都市：台北、高雄

③ 開催時期：2023 年 2 月（予定）

④ 観光セミナー、情報交換会に係る企画について、具体的に提案し、柔軟に対応すること。

⑤ 現地参加者の募集。

1) 台湾の旅行会社や、OTA、航空会社等への募集案内、集客管理、最終確認。

2) 旅行会社の選定は、航空会社、JNTO などと連携し選定すること。

3) 想定参加者数：20 社以上（各都市）

⑥ 道内参加者の募集。

道内自治体、観光関係者などからの参加者を募集すること。なお、道内参加者の費用（交通費、宿泊代など）は事業費に含めないこと。

⑦ 司会者、プレゼンターなどの選定、調整および手配を行うこと。

なお、選定にあたっては、北海道観光における全道的な知見や、対象市場のインバウンドに関する経験や知識を有することを必須とする。選定のプロセスとその考え方について、簡潔明瞭に記載すること。

⑧ セミナーに使用するプレゼン資料の作成、翻訳（中国語繁体字）を実施すること。また、セミナーに使用したプレゼン資料や、旅行商品販売に必要な二次利用が可能な画像データなどをデジタルツールに格納し、セミナー参加者（台湾側）に提供すること。

⑨ 会場手配について、参加者が来場しやすいよう会場を考慮する。

⑩ 旅行会社訪問について

観光セミナー後、台北、高雄の旅行会社や、OTA、航空会社などを対象に（各都市

それぞれ3社以上）、セールスコールを実施する。

(2) 台湾・香港旅行会社招聘

- ① 招聘時期：2023年2月（予定）
- ② 招聘対象：大手旅行会社、OTAなど
 - 1) 4名以上（台湾2社2名、香港2社2名以上）
 - 2) 招聘対象の選定にあたっては、北海道へのこれまでの送客実績や送客への意欲を勘案し、市場に影響力のある大手旅行会社、OTAを選定する。原則として北海道旅行商品の造成、販売を招聘条件とすること。
 - 3) 被招聘者は、訪日ツアーを企画・造成する責任者とすること。
- ③ 招聘コースの企画、運営、調整
 - 1) 北海道滞在が4泊5日間以上とし、スケジュール等を提案すること。
 - 2) 招聘コースについて、最終的に観光機構と協議の上、決定する。観光機構が指定する視察先がある場合は、優先して訪問すること。
 - 3) 視察する施設や、地域関係者などとの必要な調整、連携を行うこと。
 - 4) 招聘に係る航空券、宿泊、食事、交通手段、添乗員などの一切の手配すること。ホテルの手配にあたっては、優れた感染予防対策を取っている宿泊施設や、新規開業のホテル（リノベーションを含む）を選定すること。
 - 5) 招聘参加者に対する事故に備えた旅行保険に加入すること。
 - 6) 添乗員は語学力だけでなく、北海道観光における全般的な知見や、対象市場のインバウンドに関する経験や知識を有することを必須とする。
- ④ 招聘参加者に対するアンケートの実施と取りまとめを行うこと。
- ⑤ 事業実施後に、招聘旅行会社、OTAに対して、旅行商品造成のフォローを行うこと。

(3) 台湾、香港インフルエンサー、またはメディアの招聘

- ① 招聘回数：1回以上、北海道滞在が4泊5日以上とすること。
- ② 招聘人数：3名以上（台湾2名、香港1名）
- ③ 招聘者の選定においては、受託事業者が候補者を提案し、観光機構と協議の上、決定すること。
- ④ 原則として海外から招聘すること。新型コロナウイルス感染拡大等の理由により、海外からの招請が難しい場合には、日本国内在住者の招聘も可とする。
- ⑤ 提案したインフルエンサーについて、ブログのページビュー数や、フォロワー数、記事の平均リーチ数、エンゲージメント数、動画再生数などを明記すること。また、インフルエンサー選定のプロセスとその考え方について、簡潔明瞭に記載すること。
- ⑥ 招聘時の取材コースについて、台湾、香港市場に対しての人気スポットや、北海道の新たな魅力、アウトドア体験等を組み合わせたものとすること。
- ⑦ 招聘時期や、取材スケジュール等を提案すること。
- ⑧ 取材コースには優れた感染予防対策を取っている宿泊施設や、新規開業のホテル（リノベーションを含む）を選定すること。
- ⑨ 発信について、配信方法や、配信回数、配信内容等について、可能な限り明確に提案すること。
- ⑩ 配信内容について、観光機構と協議の上、決定すること。
- ⑪ 記事配信のリーチ数やPV数、動画配信の再生数等の成果指標を設定し、それぞれ

の目標値（KPI）を示すこと。

(4) 台湾現地インフルエンサーを活用したセミナーの開催

上記(3)で招聘したインフルエンサーを起用し、台湾現地にてセミナーを開催する。取材した北海道の最新情報を発信することにより、来道意欲を喚起し、北海道への誘客拡大につなげる。

- ① 開催場所：台北、高雄
- ② 開催時期：(1)台湾現地BTOBプロモーションと連続した日程で開催する。
- ③ セミナーに係る企画について、具体的に提案すること。
- ④ セミナー参加者の募集を行うこと。
※参加者数の目標値を設定する。
- ⑤ 会場や、セミナーで使用する各種備品の手配を行うこと。

(5) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施を可とする。

(6) 事業実施内容の目標設定、効果測定、報告書の作成は以下のとおりとする。

- ① 事業効果及び当該事業の有効性を測る事業指標または成果指標（記事配信のリーチ数やPV数、ライブ配信、動画配信の再生数、セミナー参加者数等）を設定し、それぞれの目標値（KPI）を示すこと。
- ② 令和4年度事業の実績、効果測定、分析状況を行い、次年度の取組の指針となるよう報告書を作成すること。報告書：紙媒体（A4版）2部

(7) 権利関係の整理

作成したプレゼン資料は、機構の他事業で二次利用できるよう権利関係を整理すること。USBメモリに格納し、提出すること。

8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに、会社名（コンソーシアムの場合は、代表者及び構成員）、代表者名、担当者部署及び役職、氏名、連絡先（電話、メールアドレス）等必要事項をメールにて、参加表明すること。

(1) 表明期限：令和4年11月9日（水）午後3時

(2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 海外誘客部
(担当：坂口) E-mail: e_sakaguchi@visithkd.or.jp

(3) 表明方法 Eメールにて、参加の意思があることを表明する。

9. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) 企画提案事項の総括表

各提案事項をA4サイズ1枚に簡潔にまとめたものとすること。

(2) これまでの事業実績

観光機構事業の実績を含め、会社等の業務内容の他、海外での観光プロモーション事業の実績について、過去2年分を記載すること。

(3) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制等を明記し、具体的に記載すること。

なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(4) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(5) 見積書

各事業・項目の明細を記載し、小計もあわせて明記すること。

協力会社の再委託ならびにコンソーシアムでの参加の場合は、各社の担当業務範囲（責任分界点）、再委託金額を明記すること。

※観光機構スタッフの旅費は積算に含まない。

10. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4版／両面、40ページ以内とする。

ただし、全体的なイメージを伝えるうえで数ページA3用紙を折り込むことは可とする。

(2) 企画提案は1社1提案とする。

(3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は返却しない。

11. 企画提案書の提出

(1) 提出部数 5部（会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの4部）

(2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 海外誘客部
(担当：坂口) 電話 011-231-6736

(3) 提出期限 令和4年11月24日（木）午後3時 **※時間厳守**

(4) 提出方法 提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAXやメールでの提出は不可。

12. 企画提案に関するヒアリング

(1) 提出いただいた企画提案についてヒアリング審査を行います。

(2) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は、書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とします。

(3) ヒアリング日時及び場所は、別途お知らせします。

(4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなします。

(5) ヒアリング時の追加資料の配布については認めません。

(6) ヒアリング会場に入ることが出来るのは、オンラインでの参加を含め3名までとします。

13. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務遂行に当たっての実施体制が確保され、遂行

能力があると判断できるか。

(2) 企画提案の目的適合性

市場の特性を的確に捉え、誘客促進に繋がる効果的な企画提案がされているか。

(3) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

14. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

15. 再委託について

- (1) 再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。
- ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客觀性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和4年度 デジタルメディアを活用した情報発信事業（台湾・香港市場）」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和4年度 デジタルメディアを活用した情報発信事業（台湾・香港市場）」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) _____

(2) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は_____とする。
2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帶して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帶してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

（協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。）

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外_____社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本_____通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者	(所在地)	
	(名称)	
	(代表者)	印
構成員	(所在地)	
	(名称)	
	(代表者)	印
構成員	(所在地)	
	(名称)	
	(代表者)	印